

写

教生 —— 891
平成20年7月28日

各市町村教育委員会教育長様

秋田県教育委員会教育長



公立社会教育施設の災害時の被害状況報告
及び災害復旧に対する補助について（通知）

日ごろより、災害時の被害状況報告に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、先月以来、東北地方において大地震が続いて発生し、その度、文部科学省からの照会に基づき、各市町村から被害状況について報告いただきました。
つきましては、今後県内において地震及び災害が発生した場合、次のとおりの取り扱いとしたいので、御協力いただきますようお願いいたします。

1 震度4以上の地震が発生した場合

当該施設の被害の有無に関わらず、状況確認が済みしだい当課まで御報告ください。

2 震度3以下の地震及び地震以外の災害（台風、大雨等）が発生した場合

被害が確認された場合は、当課からの照会に関わらず、速やかに御報告ください。

3 激甚災害の適用となった場合

国から施設の災害復旧事業補助が得られます。詳細は別添資料を御参照ください。

4 被害状況報告の方法

別紙様式により、FAXまたは電話にて御報告ください。様式が必要な場合はメールにて送付しますので、担当までお知らせください。

5 その他

県教育庁における「被害状況報告系統図」を添付しましたので、御参照ください。

【担当・問い合わせ先】

教育庁生涯学習課

社会教育班 関谷

T E L 018-860-5184

F A X 018-860-5816